

多治見市自衛官の募集対象者情報の除外申請に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき本市が防衛大臣に対し提供する自衛官の募集対象者情報からの除外に係る申請（以下「除外申請」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「募集対象者情報」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者（多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例（平成18年条例第34号）第3条第1項に規定する支援措置対象者を除く。）の氏名、生年月日及び住所をいう。

(対象者)

第3条 自己の情報について除外申請を行うことができる者は、防衛大臣から市長に対し、募集対象者情報の提供について申請があった日の属する年度において満17歳又は満21歳となる者とする。

(受付期間)

第4条 除外申請の受付期間は、7月1日から12月28日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日）までとする。

(除外申請)

第5条 除外申請を行おうとする者は、自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による除外申請があった場合において、特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかの書類又はその写しを提出又は提示させることにより、本人確認を行うことができるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 各種健康保険の被保険者証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書

(6) その他市長が適当と認めるもの

3 第1項の規定による除外申請を代理人が行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。

(1) 法定代理人 次に掲げる書類

ア 本人に係る前項各号のいずれかの書類

イ 法定代理人に係る前項各号のいずれかの書類

ウ 戸籍謄本その他の法定代理人であることを確認できる書類

(2) 法定代理人以外の代理人 次に掲げる書類

ア 本人に係る前項各号のいずれかの書類

イ 法定代理人以外の代理人に係る前項各号のいずれかの書類

ウ 委任状

4 第1項の除外申請は、書面による申請のほか、電磁的記録による方法により行うことができるものとする。

(除外決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による除外申請があったときは、速やかにその内容を審査し、募集対象者情報からの除外を決定したときは、当該除外申請に係る本人（以下「除外登録者」という。）を自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外登録者名簿（別記様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外決定通知書（別記様式第3号）により、当該除外登録者が住民登録をしている住所に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、自衛官の募集対象者情報から当該除外登録者に係る情報を削除するものとする。

4 前項の規定による除外登録者に係る情報の削除は、前条第1項の規定による除外申請の受付を行った日以後、市長が防衛大臣に最初に提供する募集対象者情報について適用する。

(除外登録の削除)

第7条 市長は、次に掲げる事由があった場合、除外登録者を募集対象者情報除外登

録者名簿から削除するものとする。

- (1) 除外登録者が第3条に規定する除外申請の対象者でなくなったとき。
- (2) 除外登録者が本市から転出したとき（転入確定通知がない場合にあっては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなすものとする。）。
- (3) 除外登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (4) 除外登録者の住所が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他市長が特に除外対象者を募集対象者情報除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 令和6年度に限り、第4条中「4月1日から9月末日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）まで」を「10月1日から12月27日まで」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外申請書

年 月 日

多治見市長

多治見市自衛官の募集対象者情報の除外申請に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、市から防衛大臣への情報の提供について除外を申請します。

申請者	住民登録 している住所	〒		
	氏 名	(フリガナ)		
	電話番号			
区分	1 本人	2 法定代理人	3 法定代理人以外の代理人	

対象者 (本人)	住民登録 している住所	☐ 申請者と同じ（記入不要）		
		〒		
	氏名	☐ 申請者と同じ（記入不要）		
		(フリガナ)		
	生年月日	年 月 日		
	電話番号	☐ 申請者と同じ（記入不要）		

備考：代理人が提出する場合の添付文書

- (1) 法定代理人
 - ア 本人に係る本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
 - イ 法定代理人に係る本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
 - ウ 戸籍謄本その他の法定代理人であることを確認できる書類
- (2) 法定代理人以外の代理人
 - ア 本人に係る本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
 - イ 法定代理人以外の代理人に係る本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
 - ウ 委任状

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外登録者名簿

	氏名	住所	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

別記様式第3号（第6条関係）

自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外決定通知書

年 月 日

様

多治見市長

年 月 日付けで受け付けをしました募集対象者情報除外申請について、除外することに決定しましたので通知します。

記

【除外を決定した者】

氏 名	
住 所	

備考：本通知による除外決定は、今回の申請に係る自衛官の募集対象者情報から上記除外を決定した者に係る情報を削除するものです。

問合せ先